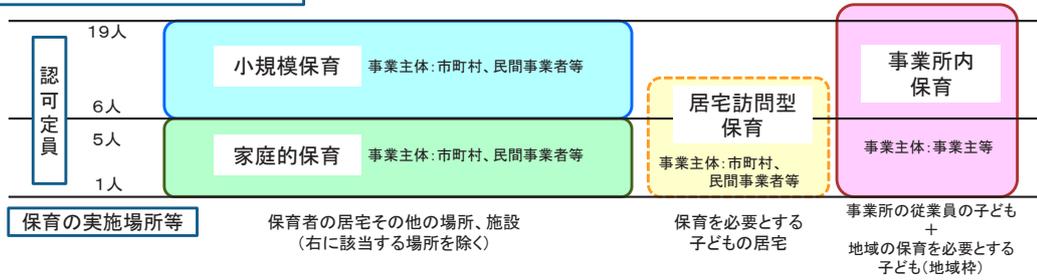


地域型保育事業について

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。
 - ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
 - ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
 - ◇居宅訪問型保育
 - ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

地域型保育事業の位置付け



出典：内閣府資料

第3節 最近の少子化対策【特集】

1. 少子化危機突破のための緊急対策

(「少子化危機突破のための緊急対策」の策定)

2013(平成25)年3月に内閣府特命担当大臣(少子化対策)の下で、「少子化危機突破タスクフォース」(以下「タスクフォース」という。)が開催された。タスクフォースにおいては、家族形成に関する国民の希望が叶えられない阻害要因の解消方策や、家庭と地域における子育ての向上に向けた支援の在り方等に関する議論が行われ、同年5月28日には、『「少子化危機突破」のための提案』が取りまとめられた。この提案をもとに、同年6月7日には、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚を構成員とする少子化社会対策会議において「少子化危機突破のための緊急対策」(以下「緊急対策」という。)が決定された。

緊急対策では、これまで少子化対策として取り組んできた「子育て支援」及び「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱として打ち出すことにより、これらを「3本の矢」として推進することとされた。この少子化対策「3本の矢」により、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」の総合的な政策の充実・強化を目

指すこととされた。

また、緊急対策の内容は「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)及び「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成25年6月14日閣議決定)にも盛り込まれ、政府を挙げて少子化対策に取り組むこととされた。

(少子化危機突破タスクフォース(第2期)における検討)

緊急対策を着実に実施するため、2013(平成25)年8月に内閣府特命担当大臣(少子化対策)の下で、「少子化危機突破タスクフォース(第2期)」(以下「タスクフォース(第2期)」という。)が開催された。タスクフォース(第2期)においては、緊急対策で掲げられた対策について具体的な施策の推進等について検討を行う「政策推進チーム」と、妊娠・出産等に関する情報提供・普及啓発の在り方を検討し、情報提供・普及啓発の内容、提供手法について検討を行う「情報提供チーム」が置かれ、それぞれ具体的な検討が行われた。

同年11月26日には政策推進チームにおいて、「少子化危機突破のための緊急提言」(以下「緊急提言」という。)を取りまとめられ、2013年11月26日に内閣府特命担当大臣(少子化対策)に手交された。緊急提言には、都道府県における少子化危機突破基金の創設や次世代育成支援対策推進法の延長・強化、長時間労働の抑制等が盛り込まれた。

また、タスクフォース(第2期)の全体の議論の取りまとめとして、7つの今後の取り組むべき課題と進むべき方向性、3つの今後に向けた提言をとりまとめた。

○今後の取り組むべき課題と進むべき方向性

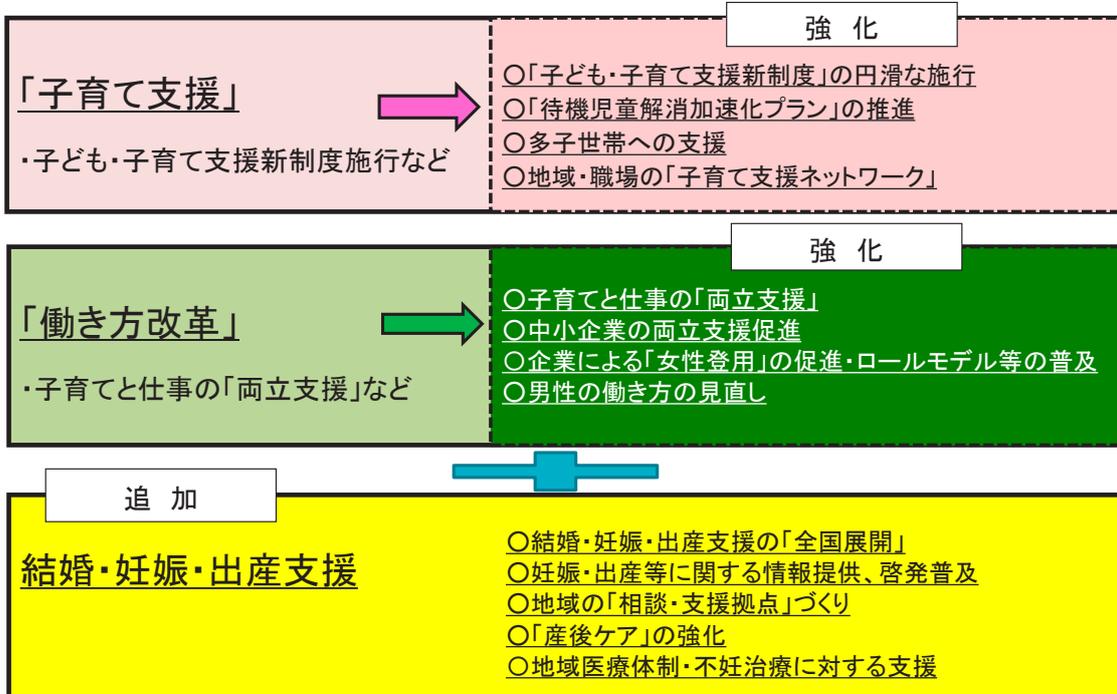
- 1 都市と地方のそれぞれの特性に応じた少子化対策
- 2 少子化対策のための財源の確保
- 3 結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のための地域少子化対策強化交付金の延長・拡充
- 4 妊娠・出産等に関する正確な情報提供
- 5 少子化危機突破の認識共有に向けて
- 6 施策の整理・検証(「CAPD」サイクル)の実施
- 7 少子化対策の目標のあり方の検討

○今後に向けた提言

- 提言1 新しい大綱の策定に向けた検討
- 提言2 少子化対策集中取組期間の設定と施策の総動員と財源の確保
- 提言3 残された課題に対する議論の深化

第1-2-7図 「少子化危機突破のための緊急対策」の柱

「少子化危機突破のための緊急対策」の柱—「3本の矢」で推進



※ 平成25年6月7日 少子化社会対策会議決定

出典：内閣府資料

第1-2-8図 少子化危機突破タスクフォース（第2期）取りまとめ（概要）

I. これまでの議論及び成果

昨年6月に少子化社会対策会議決定された「少子化危機突破のための緊急対策」に基づき、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を推進し、予算・法律等で一定の成果が表れ始めている。

（具体的な成果について）

- ・25年度補正予算及び26年度当初予算における地域少子化対策強化交付金や妊娠・出産包括支援モデル事業など新規事業の創設や既存事業の拡充
- ・次世代育成支援対策推進法の延長・強化
- ・国立成育医療研究センターにおける不妊外来の初診患者の年齢低下

II. 今後の取り組むべき課題と進むべき方向性

1 都市と地方のそれぞれの特性に応じた少子化対策

- ・子育て支援の充実に加え、地域活性化、若者の雇用対策、定住促進等の関連政策との連携など、都市と地方のそれぞれの特性に応じた少子化対策に、国と地方自治体、都道府県と基礎自治体がそれぞれ連携し一体となり取り組むことが必要
- ・地方独自の取組を可能とするための財源確保に努めるとともに、自治体間の連携や、先進的な取組の全国展開が必要

2 少子化対策のための財源の確保

- ・少子化対策を未来への投資として、まずは対GDP比2%を目指し財源の更なる確保が必要
- ・負担と支援を「見える化」し、国民の少子化対策への理解を深めることが重要
- ・子ども・子育て支援新制度において質・量の充実を図るために必要な財源の確保が必要

3 結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のための地域少子化対策強化交付金の延長・拡充

- ・地域少子化対策強化交付金について平成27年度以降も継続及び拡充が必要
- ・先進事例の全国展開、評価の実施等により、交付金の効果を最大限発現させることが重要

4 妊娠・出産等に関する正確な情報提供

- ・①医学的・科学的に正しい情報提供、②個人の自由な選択を尊重する、③社会的関心の喚起をはかる、④誰もが正しい情報にアクセスできる環境、の4点に留意した情報提供が重要

5 少子化危機突破の認識共有に向けて

- ・社会全体における認識共有に向けて、行政を始めとして、国民、企業、学校、メディアなど全てのステークホルダー（関係者）の意識改革が重要
- ・企業における認識共有に向けて、特に企業トップの意識改革が重要。若い社員が結婚し、子育てできる職場環境の整備に努める

6 施策の整理・検証（「CAPD」サイクル）の実施

- ・関連施策について整理、検証し、効果的・効率的なものにしていくことが重要。「CAPD」サイクルを継続的に実施し、「見える化」するための仕組みの構築が必要

7 少子化対策の目標のあり方の検討

- ・施策の効果検証や国民の意識改革の観点から何らかの目標設定は必要
- ・目標の設定に当たっては、国民全体、また家族に関わるものであることに留意し、国民の理解と賛同を得られ、子どもの最善の利益を追求するものとなるよう十分な配慮が重要

III. 今後に向けた提言

○提言1 新しい大綱の策定に向けた検討

政府全体で取り組む総合的な指針として、新しい少子化社会対策の大綱の策定に向けた検討に早期に着手

○提言2 少子化対策集中取組期間の設定と施策の総動員と財源の確保

少子化対策に集中的に取り組む期間の設定とともに、「CAPD」サイクルを回す仕組みの構築を目指す。また、従来の子育て支援を中心とした少子化対策のみならず、関連政策との連携など、施策を総動員し、政府内に戦略本部を置くなど政府を挙げた抜本的な少子化対策を目指す。あわせて、まずは現在の対GDP比約1%の倍に当たる対GDP比2%を目指す。

○提言3 残された課題に対する議論の深化

少子化対策における目標の設定については、施策の効果検証や国民の意識改革の観点から必要である。個々人が希望する年齢に結婚でき、かつ、希望する子どもの数と生まれる子どもの数との乖離をなくしていくための環境整備は、国民の理解や賛同が得られるものとして目標の一つとなり得る

出典：内閣府資料

（地域少子化対策強化交付金の創設）

緊急対策では、少子化対策においては地域の実状に即した取組が重要であるとされたほか「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定）においても、「地域における少子化対策の強化」が盛り込まれた。これらを踏まえ、2013（平成25）年度補正予算において「地域少子化対策強化交付金」が創設された（30.1億円）。

これは、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うため、地域の実情に応じて地域独自の先駆的な取組を行う都道府県及び市区町村を国が支援することを目的とするものである。都道府県及び市区町村は、①結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うための仕組みの構築、②結婚に向けた情報提供等、③妊娠・出産に関する情報提供、④結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備を事業内容とする計画を定め、それに基づいて事業を実施することとされている。